第19回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火)午前9時30分から10時15分

2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長12番石堂かよ子会長職務代理者11番牛野進一郎

農業委員 1番 久保田 力雄 2番 砂坂 浩一郎

3番 髙田 真盛 4番 黒木 りか

5番 小山 幸良 6番 中之薗 堅二郎

7番 寺内 秀昭 8番 福 富久

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.崎田 善昭ロ.浦口 啓一郎ハ.上妻 亜紀二.野里 一則ホ.片板 大作へ.原田 晃生

ト. 雨田 俊哉 チ. 小脇 尚武

4. 欠席委員

農業委員 10番 上山 幸夫

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和6年度第19号農用地利用集積計画(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第3項及び第 4項の規定による令和6年度第 10 号農用地利用集積等促進 計画(案)に対する意見決定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

 農地振興係長
 中峯 智恵美

 農地集積支援員
 牛野 学

7. 会議の概要

事務局 それでは開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。

農業委員 議席番号 10番 上山幸夫委員です。

本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。

議 長 ただ今から、第19回 農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい でしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号4番 黒木 りか委員、5番 小山幸良委員を指名します。

議 長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による令和6年度第19号農用地利用集積計画(案)に対する 意見決定について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の2ページをお開きください。

議案第1号は、「農用地利用集積計画(案)の承認について」です。令和7年2月28日を公告日とする農用地利用集積計画(賃借権 1件)を定めたいので承認を求めるものです。

資料の3ページをお開きください。

旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は、令和7年2月28日。始期が、令和7年3月1日で、終期が令和12年2月28日の存続期間を5年とする再設定の1件です。畑が3筆で、地積合計は、●●㎡となります。

資料4ページをお開きください。「計画内訳書」になります。

整理番号1番、利用権を設定する者は、大阪府羽曳野市○○番××号 A・87歳。利用権の設定を受ける者が、南種子町○○××番地 B・66歳。経営面積は、●●㎡で、土地の所在は、○○字▽▽××番、地目は畑、地積が●●㎡。ほか畑が2筆、地積合計が●●㎡で、さとうきびを作付けします。権利の種類は、賃借権。賃借料は、10アール当り○○円で口座振込、期間が5年の再設定となります。

図面は5・6ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、「旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項」の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号 農用地利用集積計画(案)賃借権1件について承認を求めます。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について、 質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、2番委員。

2番委員 A さんとB さんの件ですが、畑が3筆ありますが、残りの畑はどうする んでしょうか。

議長はい。

事 務 局 今回、申請されたものは令和7年2月 28 日で期限が切れる3件ですので、残りのものについては、変わりありません。ついでになりますが、基盤法の案件は今回で終了となります。次回からは農地中間管理法に変わることを申し添えます。

議長はい、ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のよう ですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項及び 第4項の規定による令和6年度第10号農用地利用集積等促進計画(案)に 対する意見決定について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。事務局。

事務局 資料の8ページをお開きください。

議案第2号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。 農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権4件を定めたいので、承認を 求めるものです。

資料の9ページをご覧ください。

農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。

存続期間は令和7年5月1日から令和11年4月30日までの4年間が1件、令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間が3件の合計4件です。

資料は10ページをお開きください、内訳書になります。

整理番号 1 番、鹿児島市〇〇××番地、C・71 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・66 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 2 筆、地目はすべて畑、面積は 3 筆合計●●㎡でさとうきび・甘藷を耕作します。賃借料は 10 アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振

込、期間は5年の再設定です。図面は 12 ページ、13 ページに添付しております。

整理番号2番、鹿児島市○○番××号、E・97歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・66歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきび・甘藷を耕作します。賃借料は 10 アール当り○○円の年○○円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は14ページに添付しております。

整理番号3番、南さつま市○○××番地、F・80歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・66歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて畑、面積は2筆合計●●㎡でさとうきび・甘藷を耕作します。賃借料は10アール当り○○円の年額○○円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は15ページに添付しております。

資料は11ページをお開きください。

整理番号4番、南種子町○○××番地、G・92歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、H・47歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて畑、面積は2筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は年○○円で口座振込、期間は4年の新規設定です。図面は16ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第2号について質 疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、3番委員。

3番委員 確認だけです。整理番号1番から3番の耕作者は同じDさんですが、経営は畜産一本なんですが、いつからさとうきび・甘藷を作るようになったんですか。今までは飼料作物を作っています。

議長はい、事務局。

事 務 局 はい。前回と同じと話を伺っておりますので、そのほかは把握しておりません。

3番委員 10年前、牧草は作っていました。

議 長 懇談に入ります。

議長懇談を解いてよろしいですか。懇談を解きます。ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のよう ですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人: I、 譲受人: J 外6件を議題にします。

それでは、事務局より説明をお願いします。事務局。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転7件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 I。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Jです。

土地の所在が、○○字▽▽××番ほか1筆。地目はすべて田、地積は2 筆合計●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は26ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Lです。

土地の所在が、○○字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は30ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、鹿児島市〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、○○字▽▽××番。地目は田、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、21 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条 第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は34ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Pです。

土地の所在が、○○字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、22ページの調査書にあるとおり、農地法第3条

第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は38ページから添付しています。

18ページをお開きください。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Qです。

土地の所在が、○○字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、23ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は42ページから添付しております。

整理番号6番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 R。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Sです。

土地の所在が、○○字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、地図訂正によるものです。

この件につきましては、24ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は46ページから添付しております。

整理番号7番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、○○字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、地図訂正によるものです。

この件につきましては、25ページの調査書にあるとおり、農地法第3条 第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 参考資料は49ページから添付しております。

以上7件につきましては、2月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番・4番、1番委員。

1番委員 整理番号 1番。譲渡人の I さんと譲受人の J さんですが、 J さんのお父 さんは元農業委員の T さんです。 T さんが I さんの田んぼをもう 30 数年 作っていたということで、 I さんから J さんに譲渡したいということで、 T さんの息子さんの J さんに贈与したということです。

整理番号4番。OからPさんへの贈与ですが、名義整理ということです。 以上です。

議 長 整理番号2番、8番委員。

8番委員 はい。このKさんとLさんは従兄弟に当たりまして、33ページの地図を

見ていただくと分かりますが、元々の畑はLさんの宅地に接していて、現在は団地になっておりまして、右半分がLさん、左半分がKさんと区割りがされていました。そういう中でKさんの畑を本人が農業をしないということで、現在Lさんが使っておりますので、このような形で譲渡するということになったようです。

議 長 整理番号3番・6番、3番委員。

3番委員 3番につきましては、譲渡人のMさんは元々地元で農業をしていた方ですが、現在は鹿児島市の老人ホームに入居しており、耕作等はできない状態です。遠縁に当たるNさんが借りて作っていたということで、今回どうしても買ってほしいと話があり、双方で話がまとまり、譲受人のNさんに贈与するということになりました。Nさんについては、畜産を中心に手広くやっている方ですので問題はないものと思います。

6番につきましては、7番の土地と関係がありますので、私の方でまとめて説明します。RさんとSさんの土地の隣接する土地の一部分について、地籍調査もありましたが、名義が異なっていたということで、現況に合わせて等価交換で名義を変えるということで特に問題はありません。

議 長 整理番号5番、5番委員。

5番委員 以前からありますOの共有地の件ですが、OからQさんへの名義整理で すが、何の問題もありません。

議 長 整理番号7番については、先ほど説明がありましたが、担当委員は、7 番委員で本日出席しておりますが、現地調査の折、7番委員が欠席で、現 地調査に出席したハ推進委員お願いします。

ハ推進委員 SさんとRさんの件ですが、6番で3番委員から説明があったとおり、 地図訂正によるもので本人も同意しているので、問題はないものと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はありません か。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号は、原案のとおり決定することに 賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですの で、原案のとおり決定します。

議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人: U、 譲受人: 南種子町を議題にします。

> それでは、事務局より議案第4号の説明をお願いします。 事務局。

事 務 局 資料の 54 ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 U。

譲受人が、南種子町中之上二七九三番地一 南種子町代表者 町長 小園裕康です。

土地の所在は、○○字▽▽××番で、地目は田。地積は●●㎡です。

工事計画は、令和7年1月から令和7年5月までの5ヶ月間。

資金については、土地取得費〇〇円、土地造成費〇〇円の合計〇〇円となっており、全て自己資金で賄うものです。

転用目的は駐車場です。

転用事由の詳細としましては、「南種子町立〇〇小学校の校舎建替に伴い、〇〇地区公民館長と南種子町消防団〇〇分団長の連名で、地区行事や分団員の集合時における駐車場を整備するよう要望書の提出があったため、消防団詰所横の農地を取得し、駐車場を整備する。」とのことです。

周囲の状況につきましては、東側に県道、西側に〇〇集落公民館、南側は町道に面しており、北側が用悪水路となっており、北側の用悪水路との法面は保護工事を行い、隣接農地に被害が及ぼすことのないよう十分に留意いたします。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としましては、資料 57 ページの 被害防除計画書をお開きください。

- (1) 造成計画が、盛土を最高 0.3m、最低 0.1m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策としては、周辺に農地がないため特に対策はありません。
- (4) 用排水計画としては、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水はありません。

なお、申請地は都市計画区域外で、農用地区域からの除外については、 令和6年12月19日付け公告済みです。除外後の農地区分は「第2種農地」 の「その他の農地」に該当します。その他参考資料は59ページから添付し ています。

この件につきましては、1月 14 日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を行いします。 整理番号1番 担当地区が、私ですので12番委員が説明します。

12番委員 この土地はVさん所有の農地で、子供さんが2人いらっしゃいます。それでお姉さんから任されて土地の管理をしている南種子町在住の妹、Uさんに伺いました。この件に関しては、妹のUさんが了承したということです。

この土地は、今まで貸借でWさんが耕作しておりました。それでこの〇〇公民館の下というか隣になるんですけど、今まで旧〇〇中学校の土地を駐車場に使ったりしていましたが、この土地が〇〇小学校の建替により無くなるということで、その〇〇小学校を作るのに捨て泥もありますので、〇〇地区公民館長と町との連名で話がありこちらの農地に決まりました。Uさんにも心よく承諾していただきました。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のよう ですので、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画に対する意見について、を議題にします。

それでは、事務局より議案第5号の説明をお願いします。

事 務 局 資料の 62 ページをお開きください。

議案第5号は、農業経営基盤の強化の促進に関する計画に対する意見について、当農業委員会の意見を求められたので、議決を求めるもので、件数は1件です。

資料 63 ページをお開きください。

資料を読み上げます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づき、農業経営基盤の強化の促進に関する計画(地域計画)を定めたいので、当農業委員会に意見を求めるものです。つきましては、内容をご確認いただき、意見がある場合はその内容をご回答くださるようお願いいたします。

農業委員会では各地区におきまして、地域計画地区話し合い会議を設けており、参考資料は64ページから添付しておりますので、内容をお目通しくださるようお願いします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。 質疑はありませんか。 懇談に入ります。

- 議 長 懇談を解いてよろしいですか。懇談を解きます。 議案第5号については、ほかにございませんか。 (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定する ことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のよう ですので、原案のとおり決定します。

議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、第 19 回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。